別記第十四号様式（第五条第七項関係）

【業務別営業収支明細表（認定設置運営事業者用）】

前事業年度（自　　年　　月　　日　至　　年　　月　　日）

（単位：百万円）

区分	カジノ業務	カジノ行為区画内関連業務	国際会議場施設業務	展示等施設業務	魅力増進施設業務	送客施設業務	宿泊施設業務	来訪・滞在促進寄与施設業務	設置運営事業に附帯する業務	合計
営業収益										
営業費用										
商品等販売原価										
人件費										
広告宣伝費										
業務委託費										
消耗品費										
修繕費										
減価償却費										
国庫納付金及び認定都道府県等納付金										
租税公課										
貸倒引当金繰入額										
その他										
営業費用合計										
営業利益										

当事業年度（自　　年　　月　　日　至　　年　　月　　日）

（単位：百万円）

区分	カジノ業務	カジノ行為区画内関連業務	国際会議場施設業務	展示等施設業務	魅力増進施設業務	送客施設業務	宿泊施設業務	来訪・滞在促進寄与施設業務	設置運営事業に附帯する業務	合計
営業収益										
営業費用										
商品等販売原価										
人件費										
広告宣伝費										
業務委託費										
消耗品費										
修繕費										
減価償却費										
国庫納付金及び認定都道府県等納付金										
租税公課										
貸倒引当金繰入額										
その他										
営業費用合計										
営業利益										

（記載上の注意）

１　第６条第２項の規定による届出をしたときは、当該届出の内容を脚注に記載すること。

２　この様式において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

⑴　「国際会議場施設業務」とは、法第２条第１項第１号に掲げる施設に係る業務をいう。

⑵　「展示等施設業務」とは、法第２条第１項第２号に掲げる施設に係る業務をいう。

⑶　「魅力増進施設業務」とは、法第２条第１項第３号に掲げる施設に係る業務をいう。

⑷　「送客施設業務」とは、法第２条第１項第４号に掲げる施設に係る業務をいう。

⑸　「宿泊施設業務」とは、法第２条第１項第５号に掲げる施設に係る業務をいう。

⑹　「来訪・滞在促進寄与施設業務」とは、法第２条第１項第６号に掲げる施設に係る業務をいう。

⑺　「設置運営事業に附帯する業務」とは、法第２条第３項第２号に掲げる事業に係る業務をいう。

３　法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

４　「営業費用」の「その他」のうち、同一の種類の費用でその金額が営業費用の総額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

５　四半期附属明細表たる業務別営業収支明細表にあっては、この様式中「前事業年度」とあるのは「前第　四半期累計期間」と、「当事業年度」とあるのは「当第　四半期累計期間」と、「100分の10」とあるのは「100分の20」とすること。この場合において、「四半期累計期間」とは、事業年度の開始の日から四半期会計期間（事業年度が三月を超える場合に、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。

別記第十五号様式（第五条第七項関係）

【業務別営業収支明細表（認定施設供用事業者用）】

前事業年度（自　　年　　月　　日　至　　年　　月　　日）

（単位：百万円）

区分	カジノ施設供用業務	国際会議場施設業務	展示等施設業務	魅力増進施設業務	送客施設業務	宿泊施設業務	来訪・滞在促進寄与施設業務	合計
営業収益								
営業費用								
商品等販売原価								
人件費								
広告宣伝費								
業務委託費								
消耗品費								
修繕費								
減価償却費								
租税公課								
貸倒引当金繰入額								
その他								
営業費用合計								
営業利益								

当事業年度（自　　年　　月　　日　至　　年　　月　　日）

（単位：百万円）

区分	カジノ施設供用業務	国際会議場施設業務	展示等施設業務	魅力増進施設業務	送客施設業務	宿泊施設業務	来訪・滞在促進寄与施設業務	合計
営業収益								
営業費用								
商品等販売原価								
人件費								
広告宣伝費								
業務委託費								
消耗品費								
修繕費								
減価償却費								
租税公課								
貸倒引当金繰入額								
その他								
営業費用合計								
営業利益								

（記載上の注意）

１　第７条において準用する第６条第２項の規定による届出をしたときは、当該届出の内容を脚注に記載すること。

２　この様式において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

⑴　「国際会議場施設業務」とは、法第２条第１項第１号に掲げる施設に係る業務をいう。

⑵　「展示等施設業務」とは、法第２条第１項第２号に掲げる施設に係る業務をいう。

⑶　「魅力増進施設業務」とは、法第２条第１項第３号に掲げる施設に係る業務をいう。

⑷　「送客施設業務」とは、法第２条第１項第４号に掲げる施設に係る業務をいう。

⑸　「宿泊施設業務」とは、法第２条第１項第５号に掲げる施設に係る業務をいう。

⑹　「来訪・滞在促進寄与施設業務」とは、法第２条第１項第６号に掲げる施設に係る業務をいう。

３　法令等に基づき、又は認定設置運営事業者等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

４　「営業費用」の「その他」のうち、同一の種類の費用でその金額が営業費用の総額の100分の10を超えるものについては、その性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

５　四半期附属明細表たる業務別営業収支明細表にあっては、この様式中「前事業年度」とあるのは「前第　四半期累計期間」と、「当事業年度」とあるのは「当第　四半期累計期間」と、「100分の10」とあるのは「100分の20」とすること。この場合において、「四半期累計期間」とは、事業年度の開始の日から四半期会計期間（事業年度が三月を超える場合に、当該事業年度の期間を三月ごとに区分した期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をいう。）の末日までの期間をいう。